鳥取縣公報 火每 金週 曜日発行(時ハ翌日

(以下普及事業とい

縣庁職員服務心得(昭和五年二月庁訓第六号)による 第五條 普及員はその職務を行うにあたり積極的に関係

員服務紀律(明治三十五年内務省令第三号)及び鳥取

れた改良普及員(以下普及員という)

の服務は府縣吏

農村の生活改善

農業経営並びに営農林経営の合理化

第一條

鳥取縣協同農業普及事業條例に基いて設置せら

及員勤務規程

副業及び農村工業の推進

五、その他農民の福祉增進を目的とする事項

機関並びに関係関体と連繋を保つと共に農業改良計画

昭和二十四

年

月二日

矅

H

図定規格 A 五判

千

六

鳥取縣協同農業普及事業に從事する改良普及員勤務規程

◇鳥取縣規則第百八号 則

を次のように定める。

昭和二十四年十二月二日

鳥取縣知事

治

駐在する。

第四條 普及員は農業改良助長法の本旨に基いて次のよ

うな職務に從事する。

農耕及び養畜技術の向上

第三條 普及員は当該地区農業改良委員会(以下地区委

をもつてこれに当らなければならない。

う)が常に農民と密接な接觸を保たなければならない

関係上農民から信賴されるように誠実と親切と熱意と

員会という)が決定した事務所を本拠としその地区に

鳥取縣協同農業普及事業に從事する改良普

外との規程によるものとする。

普及員は協同農業普及事業

第二千六十四和二十四年十二 , 八二 号目

(第三種郵便物認可)(昭和四年四月十五日)

第六條 ることを明示する標識を佩用しなけれびな 密接な連絡をとらなければならない。 普及方法及びその結果の檢討等について対 普及員は毎月の勤務報告(様式第 普及員はその職務を行うときは必ず 第二千六十八号

往復文書綴

との規程は公布の日から施行する。 你式第一号

	附則	六、往復文書綴	五、消耗品受拂薄(様式第四号)	四、郵便切手(葉書)受拂簿(樣式第三号)	三、備品台帳(樣式第二号)	二、勤務日誌(様式第一号に同じ)	一、出勤簿	八條 事務所には左の書類を整備しなければならない。	ついてはその都度報告しなければならない。	の月の五日までに知事に提出すると共に重要な事項に	の五日までに又上席者はその地区内事業実施計画をそ -	は毎月の勤務報告(様式第一号)を翌月	るととを明示する票職を凧用しなけれびならなく。 一六條一普及員はその職務を行うときは必ず普及員でを一	な連絡をとらなければならない。	普及方法及びその結果の檢討等について地区委員会と
年月日 摘 要 種別 は字数 通数 受 沸 残 備 考	郵便切手(裝書)受拂簿	樣式第三号				品 目 保管開始 單位 数量 数量 現在高 備 考		備品台帳	樣式第二号	The state of the s		日 曜日 出張先 用 務 概 要 登 退 備考	第 氏	主任│ │ ○○地区農業普及事務所	改良普及員勤務報告書

年月日 樣式第四号 擶 要 |單位|受入高|使用高|現在高 消耗品受拂簿 備 考 第二條 (設立認可申請)

らない。

設立経過報告書

創立総会議事録謄本へ役員選挙録を含む。

三

役員選挙規程

五、漁業及びこれに附帶する事業を営む漁業協同組合

役員の住所、氏名及びその資格並びに略歴

にあつては、法第十七條第一項の條件を具備して

V

六、漁業生産組合にあつては、法第八十條及び第八十

ることを証する書面

一條の條件を具備していることを証する書面

同僚に定めるものし外。

次の書面を添付しなければな

三項、法第九十二條第四項、法第九十六條第四項、

発起人は法第六十三條第一項、法第八十六條第

第百條第四項の規定による組合設立認可申讀書には、

◇鳥取縣規則第百九号

水産業協同組合法施行規則を次のように定める。

昭和二十四年十二月二日

鳥取縣知事 西

尾

愛

治

水產業協同組合法施行規則

(用語)

第一條 組合とは漁業協同組合、 との規則において、法とは水産業協同組合法を 漁業生產組合、 漁業協同組合

連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合 連合会をいう。

第二千六十八号 昭和二十四年十二月二日

鳥取縣公報

第三條

組合は、役員を選挙したときは、

二週間以内に 略歴及び

そのもの

\役名

住所。

氏名:

年令

資格、

(役員の選任辞任の報告)

(第三類郵便物認可

鳥取縣公報

ならない。 その役員の役名、 組合は、役員が任期中退任したときは、二週間以內に 就任年月日並びに選挙錄謄本を知事に報告しなければ 氏名及びその年月日を知事に届け出

てはその旨を明確にしなければならない 前二項に掲げる事項のうち正組合員でない なければならない 理事につ

(参事及び会計主任の選任解任報告)

第四條 略歴を知事に報告しなければならない。 会の議事錄抄本並びに選任されたものに ときは、 組合は、参事及び会計主任を選任又は解任し 二週間以内にそのもの」氏名、 住所及び理事 ついてはその た

(定欵変更の認可申請)

次に掲げる書類を添付しなければならない。 法第百條第三項の規定による定別変更認可申請書には 定欵変更理由書 法第九十二條第三項**、** 法第四十八條第三項、法第八十六條第 法第九十六條第三項及び

新旧條文を対照した書面

= 給会議事錄抄本

・2出資一口の金額を減少する場合は 次の書類を添付しなければならない。 前項各号の書類の

法第五十三條第一項の規定による財産目錄及び貸

三、法第五十四條第二項の規定による手続を了したと とを証する書面 法第五十三條第二項の規定による手続を了したこ

漁業及びとれて附帶する事業を営もらとするときは、 とを証する書面。

次の書類を添付しなければならない。 自営する漁業の種類を記載した書面

二、法第十七條第一項各号の條件を具備し を証する書面 てい ること

三、総会議事錄抄本

(解散認可申請)

第六條 組合は、 法第六十八條第二項、 法第八十六條第

四項、 法第百條第五項の規定による解散の認可申請書には次 に掲げる書類を添付しなければならない。 法第九十二條第五項、 法第九十六條第五項及び

解散理由書

総会議事錄抄本

最近の財産目錄及び貸借対照表

(合併の認可申請

法第百條第五項の規定により合併の認可申請書には次 に掲げる書類を添付しなければならない。 法第九十二條第五項、法第九十六條第五項及び 組合は、法第六十九條第二項、 法第八十六條第

合併しようとする理由を記載した書面

合併の決議をした各組合の総会の議事録謄本

合併契約書

各組合の財産目錄及び貸借対照表

法第五 十三條第二項の手続を了したことを証する 非出資組合の場合は添付を要しない

存続又は設立する組合の定数 (役員選

> 挙規程を含む。 及び事業計画書

- 合併によつて組合を設立する場合は、 次に掲げる書類を添付しなければならない。 前項各号の書類
- 設立委員会の議事錄謄本
- 一、設立委員の略歴の概要及び法第七十條第一項、 六條第五項及び法第百條第五項に規定する資格を証 第八十六條第四項、 する書面 法第九十二條第五項、 法第九十 法
- 法第三十四條第七項本文に規定する資格を証する書 十六條第五項及び法第百條第五項において準用する 法第八十六條第四項、 役員の住所、氏名、 法第九十二條第五項**、** 履歴及び法第七十條第二項、 法第九

第八條 て知事に報告しなければならない。 したときは、二週間以内にこれに総会の議事録を添え 組合は、次に掲げる事項について総会の議決を

規約の設定、変更及び廃止

経費の 賦課及び徴收方法

鳥取縣公報

四 貸付金の最高限度 借入金の最高限度 一組合員に対する貸付金の最高限度

分案又は損失処理案 事業報告書、財產目錄、 貸借対照表及び剩余金処

する物権の設定得喪又は変更 漁業権若しくはこれに関する物権又は不動産に関

(團体協約締結の報告)

を締結したときは二週間以内にその内容を記載した書 面を知事に報告しなければならない。 組合は、法第十一條第一項第十一号の團体協約

たときは二週間以内に知事に報告しなければならない。 一、組合が事業を休止しようとするとき又は休止した 組合は、次の各号の一に該当する事項が発生し

三、法第三十九條、 二、事務所を移轉したとき 條第三項、 法第九十六條第三項及び法第百條第三項 法第八十六條第二項、法第九十三

> よる総代会の招集を受けたとき の規定による総会又は法第五十二條第五項の規定に

四、法第四十四條、 の規定による役員改選の請求を受けたとき 條第三項、 法第九十六條第三項及び法第百條第三項 法第八十六條第二項、法第九十二

五、法第四十七條。法第八十六條第二項、 條第三項、 の規定による参事又は会計主任解任の請求を受けた 法第九十六條第三項及び法第百條第三項 法第九十二

六、民法第七十條又は第八十一條の規定による破產宣 告の請求をしようとするとき又は破産宣告を受けた

(組合員の請求)

第十一條 决又は選挙若しくは当選の取消を請求しようとすると 檢査の請求又は法第百二十五條の規定による総会の議 なければならない。 請求書に次に掲げる書類を添えて知事に提出 組合員は法第百二十三條第一項の規定による

第十四條 九月及び十二月の四回それく、翌月二十日までに、 会にあつては毎月、 組合は毎月末日現在の試算表を作成し、 協同組合にあつては三月、 六月、 連合

事に報告しなければならない。

第四十七條の規定による総会の招集、役員の改選及び

第十二條

組合員が法第三十九條、

法第四十四條及び法

三、請求しようとする理由を記載した書面

請求同意者名簿

請求日現在における正組合員数を記載した書面

との規則は、 公布の日から施行する。

◇鳥取縣規則第百十号

掲げる書面を添えて理事に提出しなければならない。

請求日現在における正組合員数を記載した書面

職員の解任を請求しようとするときは、請求書に次に

する法律施行規則を次のように定める。 水産業協同組合法の制定に伴う水産業團体の整理等に関

昭和二十四年十二月二日

鳥取縣知事 西 尾

治

第十三條

組合は、

清算を結了したときは、

次に掲げる

書類を知事に届け出なければならない

(清算結了の届出)

請求同意者名簿

請求しようとする理由を記載した書面

水産業協同組合法の制定に伴う水産業圏体の

整理等に関する法律施行規則

(資産処分の認可申請)

第一條 理等に関する法律 以下法と 水産業協同組合法の制定に伴う水産業團体の整 (昭和二十三年法律第二百四十三号。 項の規定によ

試算表報告

鳥取縣公報

登記簿抄本

法第七十七條の手続を了したことを証する書面

総会議事錄謄本 清算報告書

第二千六十八

昭和二十四年十二月二日

別記様

第二千六十八号

ればならない。 式第一号による申請書に左に掲げる書類を添付しなけ が、資産処分の認可を受けようとす 、処分の目的たる資産の種類及び價格を記載した書 るときは、

処分を必要とする事由書

三、契約による処分の場合には、 記載した書面 資産処理委員会の承認書

Ħ, 最近の貸借対照表

(財産分割の認可申請)

添付しなければならない。 求の認可を受けようとするときは、 項の規定により、漁業協同組合が漁業会財産の分割請 よる申請書に、 法第五條第一項、第七條第一項及び第九條第一 分割に関する契約書叉は裁定書の寫を 別記様式第二号に

漁業会が、漁業協同組合への財産移轉のため、 資産処分の認可を受けようと 法第二

> げる書類を添付しなければならない。 するときは、 別記様式第三号による申請書に、 左に掲

一、財産分割に関する契約書

三、財産分割の基準となる貸借対照表と持分割合算定 別記様式第四号による分割資産負債目録

当該契約の相手方を

理由書 資産の評價增(又は評價減) をしたときは、 その

 $\pi_{\bar{y}}$ 持分の决定の决議録の抄本 解散準備総会における財産処分の方法及び会員 0

資産処理委員会の承認書

七、債務を分割する場合は、水産業團体整理特別措置 法第二條から第七條までの規定による手続を了した

法第五條第三項、法第七條第二項及び第九條第二項の 規定により、漁業協同組合が、 ととを証する書類 漁業会の財産分割に関

する協議不整又は協議不能による裁定の申請をしよう とするときは、 別記様式第五号に よる申請書に、

不整又は協議不能の具体的事由を記載した書面を添付 しなければならない。

(資産の譲渡及び債務の引渡)

第三條 資産の護渡又は債務の引受に関する協議請求の認可を 受けようとするときは、 左に掲げる書類を添付しなければならない。 法第十條第一項の規定により、 別記様式第六号による申請書 漁業協同組合が

二、資産の譲渡及び債務の引受を必要とする事由書 資産の譲渡及び債務の引受に関する契約書案

ついては、 漁業会の資産の護渡に関する資産処分の認可申請に 第二條第二項(第七号を除く。)の規定を

ものとする。 とあるのは「樣式第七号」と、第一号及び第二号の中 準用する。との場合において、本文中「様式第三号」 「財産分割」とあるのは「資産の譲渡」と読み替える

昭和

日

業協同組合又は兩者が、 るときは、 法第十條第二項の規定により、漁業会若しくは、漁 別記様式第八号による申請書に、 護渡命令の申請をしようとす 左に掲げ

る書類を添付しなければならない

協議不整の具体的事由を記載した書面

資産処理委員会の意見書

との規則は、 公布の日から施行する。

別記様式第一号

資產処分認可申請書

條の規定による関係書類を添えて申請致します。 二條の規定により、認可願いたく、同法施行規則第一 合法の制定に伴う水産業圏体の整理等に関する法律第 今般当漁業会の資産を処分したいか Š, 水產業協同組

鳥取縣知事西尾愛治殿 会長理事

氏

印

住所

何々漁業会

別記樣式第二号

漁業会財產分割請求認可申請書

今般何々漁業会との間に財産分割の協議が整つたの

で、

鳥取縣公報 第二千六十八号

昭和二十四年十二月二日

(第三種郵便物認可)

当該財産分割の請求を致したいから、水産業協同組合

昭和

月

H

住所 年

何々漁業会

会長理事

氏

印

條第一項(又は第七條第一項、第九條第一項)の規定 法の制定に伴う水産業團体の整理等に関する法律第五 により、認可願いたく、同法施行規則第二條第一項の

昭和 日

所

組合長理事

鳥取縣知事西尾愛治殿

別記様式第三号

漁業協同組合への財産移轉に伴う漁業会資産

処分認可申請書

| 辞談します。 施行規則第二條第二項の規定による関係書類を添えて 関する法律第二條の規定により、認可願いたく、同法 たので、当該財産移轉による資産処分を致したいから 水産業協同組合法の制定に伴う水産業團体の整理等に 今般何々漁業協同組合との間に財産分割の協議が整つ

備考

規定による関係書類を添えて申請致します。 何々漁業協同組合 印 科 科 別記樣式第四号 計 鳥取縣知事西尾愛治殿 目 目 資産の部 分割負債明 負債の部 分割資產明細 分割資產負債目錄 細 金 金 円 円 額 額 漁業会総金額分割率 漁業会総金額分割 分 分 割 割 基 基 準

備考

別記樣式第五号 青

協議不能)による裁定申請書漁業会の財産分割に関する協議不整(又は

産業協同組合法の制定に伴う水産業團体の整理等に関

同法施行規則第三條第一項の規定による関係書類を添

えて申請致します。

昭和

月

白

住

所

何々漁業協同組合

組合長理事

氏

名

印

する法律第十條第一項の規定により、認可願いたく、

今般何々漁業会の資産の譲渡(又は債務の引受)に関

し、同漁業会に対して協議を求めることについて、水

ない)から、水産業協同組合法の制定に伴う水産業團 たところ、協議が整わない(又は協議することができ 今般何々漁業会との間に財産分割に関する協議を進め 体の整理等に関する法律第五條第三項(又は第七條第

二項第九條第二項)の規定により、 同法施行規則第二條第三項の規定による関係書類を添 裁定を願いたく

えて申請致します。

昭和

日

所 何々漁業協同組合

組合長理事 氏

名

印

鳥取縣知事西尾愛治殿

別記樣式第六号

100

議請求認可申請書資産の譲渡(又は債務の引受)に関する協

別紙樣式第七号

鳥取縣知事西尾愛治殿

及び本文中「財産分割」とあるのは「資産の譲渡」と、 別紙様式第三号を準用する。この場合において、標題 は「同法施行規則第三條第二項の規定による」と読み 「同法施行規則第二條第二項の規定による」とあるの

別記様式第八号

替えるものとする。

資産の譲渡命令申請書

第十條第二項の規定により讓渡命令を発せられたく、 間に協議を進めたところ、 会の資産の譲渡につき、同会と何々漁業協同組合との 等に関する法律第十條第一項の規定による、 今般水産業協同組合法の制定に伴う水産業團体の整理 同法施行規則第三條第三項の規定による関係書類を添 協議が整わないから、同法 何々漁業

申請者名 月

H

印

えて申請致します。

鳥取縣知事西尾愛治殿

示

告

◇鳥取縣告示第六百五十八号

昭和二十四年十一月十五日認可した。 東伯郡天神野耕地整理組合第二区の換地処分について

西

尾 愛 治

土地 改良事業補助規程を次のように定める。◆鳥取縣舎示第六百八十九号

昭和二十四年十二月二日

鳥取縣知事 尾

愛

治

土地改良事業補助規程

て毎年度予算の範囲内で公共事業として国の認証によ 知事は食糧の増産を図るため、 この規程によっ

第二條 第三條に掲げる事業に要する費用に対しこれを交付す り行う土地改良事業に対し補助金を交付する。 交付を受ける場合はこの限りでない。 る。但し別に国又は縣から補助金、助成金、 が関係面積五町歩以上を一團地とする農地に対し行う 補助金は市町村その他知事の適当と認める團体 奬励金の

は受益者の負担が過重によつて、事業を遂行すること が困難と認められる場合は、 これを低減することがで

前項の関係面積については工事の設計が困難なもの又

土地改良事業とは次に掲げる事業をいう。

昭和二十四年十二月二日

鳥取縣知事

機械揚水 かんがい排水

=

耕地整理 (事務を含む)

暗渠排水

床締、

農道

第四條

一、暗渠排水、床締、客土、農道及び耕地整理の各事 業についてはその事業費の四割以内 補助金の額は次の標準による。

する。

かんがい排水及び機械揚水の各事業についてはそ

の事業費の五割以内 耕地整理事務についてはその費用の七割五分以内

第五條 請書(第一号様式)に次に掲げる書類を添えて、 補助金の交付を受けようとするものは、 され

実施設計書(第二号様式の一及び二)

を知事に提出しなければならない。

事業施行についての議决書又は同意を要するもの

收支予算書

四、事業を施行するについて、許可又は認可を要する ものについてはその許可又は認可書の寫

を添附しなければならない。 数人共同して事業を行う場合は代表者を定め委任狀

第六條 を命ずることができる。 補助金の交付を適当と認めたときは指令を交付

第一項の書類のほか知事は必要と認める書類の提出

第七條 きは、変更事由を添えあらかじめ知事に届け出てそ に記載した事項につき重要な変更を加えようとすると 補助金交付の指令を受けたものが第五條の書類

承認を得なければならない と認めたときは、計画の変更その他必要な措置を命ず 前項の届出があつた場合といえども知事が必要がある

了後一月以内に、補助金請求書(第三号様式) ることができる。 補助金を請求しようとするものは、 每四半期終 に事業

昭和二十四年十二月二日

(第三種郷便物認可)

鳥取縣公報

第九條 を添えて知事に提出しなければならない。 け、事業の狀况、費用の收支、その他事業に関する事 成績書(第四号様式)收支决(精)算書(第五号様式) 補助金交付の指令を受けたものは、事務所を設 前條の補助金は実地檢査の上これを交付する。

第二千六十八号

昭和二十四年十二月二日

(第三種郵便物認可)

業者が負担しなければはらない。 工事檢査のため必要があるときは、 指導、監督上必要な処置をとらせることができる。 させることができる。この場合その部分の復旧費は事 職員をして書類、 知事は補助金の交付をうけるものに対し、 会計、物件、 工事などを檢査させて、 工事の 一部をこわ

第十二條 交付を受けたものが、次の各号の一にあてはまるとき 付した補助金の全部又は一部の還付を命ずることかで 知事は補助金交付の指令を取り消すか又は旣に交 補助金交付の指令を受けたもの又は補助金の

> めたとき との規程に違反したとき又は不正行爲があると認

三、事業の停止、廃止などにより竣功の見込がない = 事業施行の方法が不適当であると認めたとき

٤

認めたとき

第十三條 事施行地の市町村役場及び地方事務所を経由しなけれ 四、支出額が予算額に比し減少したとき との規程により提出する書類はすべてそのエ

ない。

項を明らかにする書類を備えつけておかなければなら

第十四條 までの一年とする。 この規程による

事業年度は

四月から

翌年三月

ばならない。

との規程は公布の日から施行し昭和二十四年四月一日か ら適用する。

昭和二十三年四月鳥取縣告示第二百二十一号土地改良事

業補助規程は廃止する。

(第一号様式)

土地改良事業補助申請

標記の事業を施行致したいから土地改良事業補助規程 により補助して下さいますよう関係書類を添え申請致

F

農業狀態

(過去五ヶ年平均の生産実態及び供出

の狀况)

事業の目的及び計画説明

します。

住所(又は事業主体名) 代表者 氏

名 印

Ħ,

工事の仕様

計画說明 事業の目的

工事の施行によつて受益する市町村及び地目別面

年

宛

(第二号様式の一)

設

八、計画一般図(五万分の一)用排水系統図

(施行前

生産増加によつて受くべき利益

工事施行による增産予定量及び算出基礎

九、事業開始及び終了予定時期

後) 平面図、

縦横断面図及び終了予定時期

一〇、事業年度割区分(当該年度分は四半期別に内訳

一一、事業費年度割区分(右に同じ)

資材並びに労務調書

x

ル法によること

事業費明細書

する)

一覽表(第二号様式の二)

計画地域の現况

位置及び地勢土質

受益面積

用排水狀况

用水源及び用水量

用排水粗悪狀態及びその原因

交通運搬に関する狀態

氣象狀况

 \mathbf{E}

第二千六十八号

鳥取縣公報

昭和二十四年十二月二日

(第三種郵便物認可)

五.

鳥取縣公報

第二千六十八号

昭和二十四年十二月二日

(第三種郵便物認可)

六

鳥取縣公報

第二千六十八号

昭和二十四年十二月二日

(第三種郵便物認可)

一七

₹° k

00565

一八

地 揚 附帶工 療水 療水 路路 附帶工事 第二表 同 同 同 区 名 新 何 何 暗 水 工事内容総面積前年度 エ 渠 × 設 鞘中床 土心掘 金 ケ所 ケ所 ケ所 ケ所 ケ所 立米 台 本年度|翌年時 業総 費事 | 第一で | 本年度 | 翌年度 產**総** 量增 ま前年度 斜植、 口径 高、築堤土量等を記入溜池では貯水量、堤長、 本年度||翌年度||反 当石 当 揚水量 底樋の区別 堤

														00561
鳥取縣公報	計	何	地元寄附金	縣補助金	科目		昭和	(第五号様式)	五、石当り事業費	欄に内裏作純面		三、受益面積、効果のないよ	すること	一、工事内容欄に
第二千六十八号					牧 入 額 牧 入 額	收 入	年度第 四半期		事業費は米換算で算出すること。	作純面積を赤字で併記すること。	米麦に	· ·		は、水路、
昭和二十四年十二月二日					計附記		四半期收支决(精)算書		出すること。	記すること。	分けて記入すること。受益面積の	増産量は正確に把握すること。のはその通り記入のこと。増産量とも事業完了後でなければ増産		溜池、井堰等の別を記入
月二日		何	旅	俸	事	何	溜 池 新 修 設	護	土	水路新	T.	科目	·	
(第三種郵便物認可)		\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	費	<u>給</u>	費	<i>X</i>	修設		エ	修改	費	総額 第度本 類を生 類支ま前 類支ま前	予算額	支出
可) 一九												田で期本年 額支本 田以東 額支以次 田本 田本 田本 田本 田本 田本 田本 田本 田本 田本 田本 田本 田本	出出	
												計 登額 附	谷共	
į.	1 '	ł			1 1			ı	1	1	1	記		

とうに建設業者登録簿に変更登録した。

昭和二十四年十二月二日

鳥取縣知事

西

尾

愛

市街地建築物法施行令第二十九條ノ二の規定により 次の

ように仮設健築物の建築を許可した。

昭和二十四年十二月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

建築主の住所氏名 東伯郡倉吉町大字田内三六三ノニ 花 庄

東伯郡倉吉町大字田内三六三ノ三

建築物の位置

用途 構造 木造 店舖併用住宅 瓦葺 平家建 一棟

同 同

同

建築面積 五四、 三平方米

建築主の住所氏名 突出する部分 東伯郡倉吉町大字米田一四一 五四 三平方米

東伯郡倉吉町大字米田一四

1

Ш

下

建築面積

亞鉛鉄板葺

= 三八、 平家建 九五平方米 七二平方米

許可條件

る**こ**と。 との建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とす

前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間

内

に無償にてこの建築物を除却すること。 知事が必要ありと認めるときはこの許可條件の條

項を增減若しくは変更することがある。 との建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めた

る事項を守る義務を負うこと。

建設業法第十三條第二項の規定による変更届につき次の ◇鳥取縣告示第六百六十一号

同

規模

建築面積

九 四平方米

突出する部分 九 四平方米

許可條件

一、との建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とす ること。

に無償にてこの建築物を除却すること。 前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内

十四昭 八年和 日十二 月十

森下組

工森 務所

番方鳥 四八市 八古

森鹿

登錄番号

年登 月 日錄

一元一改一

一主たる営業

氏申請者

項を増減若しくは変更することがある。 知事が必要ありと認めるときはこの許可條 件の條

、との建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めた る事項を守る義務を負うこと。

ように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年十二月二日

鳥取縣知事

西

尾

愛

治

市街地建築物法施行令第二十九條ノ二の規定により次の

◇鳥取縣告示第六百十三号

定による「蚕業取締吏員の証票」を次のように交付並び 昭和二十年十二月法律第五十七号歪糸業法第十二條の規 ◇鳥取縣告示第六百六十三号

昭和二十四年十二月二日 鳥取縣知事

平家建 棟

昭和二十四年十二月二日

鳥取縣公報

第二千六十八号

同

同

構造 用途

造

建築物の位置

鳥取市新品治町八五番地 材料置場(建具職)

K

返納した。

建築主の住所氏名

鳥取市新品治町八五

治

(第三種郵便物認可)

治

蚕業取締所 鳥取縣

勤務場所

鳥取縣公報

第二千六十八号

覚忍

(第三種郵便物認可)

===

昭和二十四年十二月二日

(第三種郵便物認可)

石見村		2 .	倉吉町	小田村	倉田村								-		鳥取市	〇鳥取縣民生委	化 現職者
米積	野田	江島	横山	神谷	山根	安木	前田	藪下	田中喜	田口	安木	三好	本城	坂田	福山	生委員	,
米積千代美	か	智惠	吏郎	義晴	正則	秀二	亀治	知二	喜美惠	友好	万壽男	八重子	幸子	義雄	勝次		
小谷		山崎	吉川				安養士	田中	尾坂	高取千	川戸	槇	加藤	片山	坂田		
茂利	~	榮一	武二				安養寺千代野	隆子	雅人	十代子	靜慶	則治	莊一	正道	利代		
安達	,	柳川	田村				中野	有沢	· 村	鮫島	網尾	下山	山本松	谷岡	猪口		٠
縫		春之助	茂子	٠		-	久子	榮一	惠契	愛子	松藏	佐吉	太郎	潔	なな		
					-									米子市	鳥取市	〇市町村普通公職者	溝口町
青砥	秋間	井原	福間	長谷	田切宣·	野坂	雜賀	杉永	矢野	阿部	宮原	長谷	中	竹本美:	清水	通公職	三刀谷
喜三郎	義正	喜三雄	百太郎	川壽三郎	宣太郎	時雄	英勇	勇	重吉	令吉	淸	川節夫	正雄	美佐雄	德雄	耆	谷榮
景山伴三	大東	江角	宮西	高橋	山田	北浦	大野	加藤	浜田	福井	万	鹿島	野 林	脇田	佐橋		景山
伴三郎	敦雄	秋太郎	重 文	一利	春吉	充尙	保三	延雄	新太郎	重 義	榮藏	六 郞	友尙	勝吉	洋		邟
矢滝	持田	小西	住田	門脇庄	佐	倉敷	磯部	永瀬	田原	坂根	深田	井上	米山	住田菊			里才
近造	友延	幸男	賴正	庄三郎	木文太郎	恒德	傳三	魏 春	淸	嘉古	福藏	英夫	賢	匆 一			貨

木文太郎

◆資格審查結果公告第五十四号 十二年勅令第一号施行に関する件 禁止に関する件(昭和二十二年勅令第三号)、昭和二 との表は、公職に関する就職禁止、 昭和二十四年十二月二日 (昭和二十二年勅令第一号)、市町村長の立候補 (直昭和二十四年十一月 一 日) 公 技術吏員 同 同 鳥取縣知事 大塩達夫 井上善雄 田口賢治 小倉富治 大山末樹 滝山岩夫 氏名 西 告 五五 1 三四 番号 尾 (昭和二十二年閣令 退職等に関する 返納同九月三十日 同 同 交付昭和二十四年 交付返納の年月日 愛 治 三、この表に掲載された者であつて、 一、この表は、最も廣く公表するものである。市町村役 である。 た者の調査表は鳥取縣庁に保管し、 に供する。 り換えた公報はこれを破棄することなく、 次回の新公報を受け取つたときはこれと取り換え、取 場はとの公報を受けたならば直ちにとれを掲示しなけ 規定により鳥取縣知事が行つた資格審査の結果である。 内務省令第一号)及び昭和二十三年政令第六十二号の に供し得るように、 ればならない。この掲示は少くとも一ケ月間繼続し、 資格審査の結果は次の通りである。 審査を受けた公職及びその氏名 非該当决定者 資格審查人員数 市町村役場に編つて保存するもの

資格審査の完了し これを公衆の閲覧

公衆の参照

蚕業取締所 鳥取縣

同米子支所 同倉吉支所 同浜村支所 同郡家支所

一六四名 六四名

何人でも要求すれば前項の調査表を自由に閲覧すると

鳥取縣公報

	•		00572
鳥取縣公報		あるので左記の通り正誤する。 あるので左記の通り正誤する。 記 記 誤	〇政党支部公職者 〇国家地方警察職員 三上 晃
第二千六十八号		月十八日鳥取縣告示: 周り正誤する。 誤 誤	北 _垣
昭和二十四年十二月二日		六二 五 外新間東通り 外新聞東通り あるので左記の通り正誤する。 記 誤 正 百 行目 誤 正 正 ハー〇、三一〇 一一〇、三一〇 正一〇 正一〇 正一〇 正一〇 正一〇 正一〇 正一〇 正一〇 正一〇 正	
一日(第三種郵便物認可)			
<u>=</u> 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			

	MATERIAL PROPERTY.	PHOTO VARIABLE	\cap	elikatio Lavyi H	CONTRACTOR OF		AND AND THE MERCHANISM	in productive in	- 1 A A ST				iden ir nea	- No. of Philosophics	to reaction	er aller vac	The state of the s
	智頭町那岐	賀茂村	〇農業共済組合	福部村	倉吉町		西鄉村										
前橋	岐 長石	榮田	組合	田辺	藤门內	山本	北島	平木	加藤	酸村	小谷	河本	松下	森井	北尾	足羽	中原
美	I貞男	光夫		II 夫	香二	節行	榮一	孝一	孝男	磯村文太郎	元治	正雄	晴利	鉄夫	忠治	岩雄	隆
長石	固石						坂本	南	宮本	望月	大下	大木	安田	松田	佐野	增本	原谷
光男	信二						八郎	博	整雄	秀造	直吉	英雄	鉄治	久藏	重壽	幸一	正己
	岸本						前田	祝部多	高田	井上	小藤貞三郎	安部	松本	遠藤	塩谷	野田	稻田
	哲治					****	健	多利德	幸夫	善司	三郎	義雄	精	三郎	養雄	站一	元長
西尾	山脇	平井	鈴木	鳥取檢察審查員同補	〇昂任又は任命予定者	洞崎	村会議員立候補	〇公選による公職の候補者	辻野	米川普通	〇水利組合公職者	•	高麗村				長瀨村
	延	千鶴	寄	香査員同	任命予定	謙磁	立候補者	る公職の	麻治	水利組合	公職者	出	永見	西川浩	椿	西原	椿
中島	森田	米原	米村	補充員	,者		-	候補者	国岡	- Famil		登	正雄	清太郎	德	信治	永壽
登	一座太郎	米原きみ江	その						門元治			•	金川		藤岡	井上	川本
													貞 夫		忠正	良夫	常藏
	下田健太郎	坪谷覚士	川口 豁						桑本工				野川		三村	竹田	松尾
11	鄭	中郎	靜江				•		正吉				幸悅		国藏	義定	佐藏